

第 5247 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月16日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ゴルフ会員権の譲渡と消費税

Q：ゴルフの会員権を譲渡する場合には、消費税がかかりますか？

A：課税取引となります。

【解説】

有価証券の譲渡は、消費税法上、非課税取引とされていますことから、ゴルフの会員権の譲渡も非課税になるのではと思われるかもしれませんが、ゴルフの会員権の譲渡は、非課税対象からはずされ、課税取引になるとされています。

これは、有価証券が金融取引を目的として取得されるのに対して、ゴルフの会員権は、一般の利用者より有利な条件でプレーを行うことを目的として取得されるものですから、その性質の違いに着目して、非課税取引から除外されているのです。

これは、株式形態のゴルフ会員権も預託金形態のゴルフ会員権でも同じ取扱いです。

なお、預託金形態のゴルフ会員権は、会員が退会を希望した場合に預託金が返還されることとなっていますが、これは会員が有する預託金返還請求権に基づいて、ゴルフ場が預託金を返還するものですから、この間には、資産の譲渡や貸付け又は役務の提供はありませんので、消費税の課税関係は生じません。また、ゴルフクラブが倒産して預託金が返還されないこととなった場合においても、預託金はいわば預け金ですので、課税取引には該当しませんので、貸倒に係る消費税額の控除の対象にはなりません。

